

2009年2月12日  
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

高齢者、障害者等に係る医療費の助成に関することに関する個人情報  
を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収  
集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目  
的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処  
理について（答申）

2009年1月30日付けで諮問（第371号）された高齢者、障害者等に係る  
医療費の助成に関することに関する個人情報を本人以外のものから収集すること及び  
本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及  
び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次  
のとおり答申します。

#### 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり必要な個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

### (1) 諮問に至る経過

2009年（平成21年）4月1日から100歳以上の高齢者を対象に、医療費の自己負担分（1割又は3割）を無料とする福寿医療費助成制度を開始する。

この制度は、長年にわたって社会に貢献してきた高齢者に敬意を表し、一層の健康と長寿を願い、将来にわたって安心して暮らせる福祉社会の実現をめざすものである。

対象者は障害者等医療費助成制度と同様に、受診する医療機関において後期高齢者医療被保険者証と福寿医療証を一緒に提示することにより、医療費の自己負担分が無料となるものである。

事務処理としては、届出書及び申請書の受付、受給者の資格管理、医療費助成給付等の福寿医療費助成制度に係わる業務を行う。

この事務の実施にあたり、制度が開始する4月1日に100歳以上となる対象者に、あらかじめ福寿医療証交付申請書（以下申請書）を送付し、申請を受けた後に医療証を交付するものである。

また、翌月以降に100歳となる対象者にも同様の手続きを行うものである。そこで、申請書を送付する対象者を抽出することとなるが、生活保護受給者、障害者等医療費助成制度及びひとり親家庭等医療費助成制度の各受給者については、既に医療費が無料となっていることから、対象から除外する必要性が生じている。

それらの各受給者を除き、申請書等を送付することにより事務が円滑に行えらると考える。そして、事務を迅速かつ正確に処理するためには、コンピュータによる処理が必要であると考えらる。

これらの情報を本人以外から収集し目的外に利用すること、事務処理についてはコンピュータによる処理による必要があること、について諮問するものである。

なお、障害者等医療費助成制度については、保健福祉課が所管しており、受給者の情報については、障害者医療証交付申請書を管理しているので、他課からの情報提供は不要となる。

### (2) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性

について

ア 生活保護受給者，ひとり親家庭等医療費助成制度の各受給者情報を本人以外のものから収集し目的外に利用する必要性について

福寿医療証は，２００９年（平成２１年）４月１日までに，対象者に交付する必要がある。

１００歳に達する対象者に，あらかじめ医療証交付申請書等を送付する予定であるが，生活保護受給者など制度対象外となる者については，既に市が保有する情報によって除外することにより事務が円滑に行えるものである。

そこで，各受給者情報を保有している生活福祉課及び子育て支援課の個人情報を利用することが，合理的かつ正確な情報を得る方法であり，福寿医療費助成事務が適正かつ効率的に行われることになると考える。

また，２００９年（平成２１年）４月以降についても毎月新規対象者の把握を行うため本人以外のものから個人情報を収集し，目的外利用するものである。

イ 生活福祉課から個人情報を収集する及び目的外に利用する個人情報の内容について

生活保護受給者情報のうち住所・氏名・生年月日・受給資格得喪年月日

ウ 子育て支援課から個人情報を収集する及び目的外に利用する個人情報の内容について

ひとり親家庭等医療費助成受給者情報のうち住所・氏名・生年月日・受給資格得喪年月日

(3) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

事務の目的が福寿医療費助成制度に該当する者の資格確認に用いるもので，既に他の制度により除外される者に通知することによって混乱を生じる可能性があるため，個別の通知は省略するものである。

なお，生活保護受給者，障害者等医療費助成受給者，及びひとり親家庭等医療費助成受給者に係る個人情報を本人以外のものから収集し目的外に利用することについて，広報（２月２５日号）に掲載し事前周知を図る。

(4) コンピュータ処理の必要性について

福寿医療費助成制度受給者の資格管理，医療費助成に関する事務を行うことになるが，受給資格の確認にあたっては，住所，氏名，年齢等を確認する必要がある。

個人情報を収集しなければならない者は，大量となる。さらに，運用後は，必要な者のデータのみを抽出し，迅速かつ正確な事務を行うためにはコンピュータによる処理が不可欠であると考ええる。

なお、実施時期について、制度開始は2009年（平成21年）4月1日であるが、事務を円滑に行うため、該当者の抽出データ作成を同年2月23日に行う予定である。

ア 福寿医療費助成対象者への申請書の送付等

現在、保健福祉課では、障害者等・高齢者医療費助成制度において、藤沢市保健福祉総合システム（1995年7月20日付答申第41号で承認済み）を利用して対象者等の事務処理及び管理を行っている。福寿医療費助成制度は、既存のシステムを2月中に一部改良し福寿医療証画面を設け、事務処理及び資格管理を行うものである。

(7) 対象者発送簿の出力

(イ) 医療証の印字及び出力

- a 受給者番号
- b 受給者の住所，氏名，生年月日
- c 資格取得日
- d 交付年月日
- e a～dを医療証に印字し，出力

イ 制度開始後のコンピュータ処理

2009年（平成21年）4月1日から新たに開始する福寿医療費助成制度は、現在、保健福祉課で行っている、高齢者、障害者等医療費助成制度と同様に事務処理等は迅速かつ正確に行わなければならない。このため、保健福祉総合システムによって、事務処理及び資格管理していくものである。

ウ 保険医療機関への支払い委託について

平成12年8月30日付け答申第80号と同様に神奈川県国民健康保険団体連合会に委託するものである。

(5) セキュリティ対策

対象者抽出作業及び医療証の印字及び出力作業の操作者については、保健福祉課医療費給付担当職員に限定しID，パスワードを設定するとともに、次のように、安全対策を講じる。

ア 対象者抽出作業は、住民基本台帳，外国人登録台帳，生活保護受給者ファイル及びひとり親・障害者等医療費助成資格情報と藤沢市保健福祉総合システムとをホストコンピュータ内で行う。

イ 出力された対象者発送簿は、医療証発送後市役所保健福祉課内の鍵付きキャビネットに一定期間保管し、期間経過後は機密文書として廃棄処分する。

ウ 人的対策及び運用体制については、藤沢市セキュリティーポリシー及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程を遵守し、適正な管理保管を行う。

エ 神奈川県国民健康保険団体連合会へのセキュリティについて

平成16年5月10日付け答申第130号と同様に行う。

(6) 実施時期

2009年（平成21年）2月23日

(7) 提出資料

- ア 藤沢市福寿医療費助成条例
- イ 藤沢市福寿医療費助成条例施行規則（案）
- ウ 個人情報取扱事務届出書
- エ 広報ふじさわ2009年（平成21年）2月25日号原稿
- オ コンピュータ処理イメージ
- カ 藤沢市福寿医療費助成事務の流れ

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

福寿医療証は、2009年4月1日までに、対象者に交付する必要がある。

100歳に達する対象者に、あらかじめ医療証交付申請書等を送付する予定であるが、生活保護受給者など制度対象外となる者については、既に市が保有する情報によって除外することにより事務が円滑に行えるものである。

そこで、各受給者情報を保有している生活福祉課及び子育て支援課の個人情報を利用することが、合理的かつ正確な情報を得る方法であり、福寿医療費助成事務が適正かつ効率的に行われることになる。

また、2009年（平成21年）4月以降についても毎月新規対象者の把握を行うため本人以外のものから個人情報を収集し、目的外利用するものである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

事務の目的が福寿医療費助成制度に該当する者の資格確認に用いるもので、既に他の制度により除外される者に通知することによって混乱を生じる可能性がある。

なお、実施機関では、生活保護受給者、障害者等医療費助成受給者、及びひとり親家庭等医療費助成受給者に係る個人情報を本人以外のものから収集し目的外に利用することについて、広報（2月25日号）に掲載し事前周知を図ることとしている。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理の必要性について

ア コンピュータ処理の必要性について

福寿医療費助成制度受給者の資格管理、医療費助成に関する事務を行うことになるが、受給資格の確認にあたっては、住所、氏名、年齢等を確認する必要がある。

個人情報を収集しなければならない者は、大量となる。さらに、運用後は、必要な者のデータのみを抽出し、迅速かつ正確な事務を行うためにはコンピュータによる処理が不可欠である。

なお、実施時期について、制度開始は2009年（平成21年）4月1日であるが、事務を円滑に行うため、該当者の抽出データ作成を同年2月23日に行う予定である。

以上のことから判断すると、個人情報をコンピュータ処理する必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として以下に掲げる措置を講じることとしている。

対象者抽出作業及び医療証の印字及び出力作業の操作者については、保健福祉課医療費給付担当職員に限定しID、パスワードを設定するとともに、次のように、安全対策を講じる。

(ア) 対象者抽出作業は、住民基本台帳、外国人登録台帳、生活保護受給者ファイル及びひとり親・障害者等医療費助成資格情報と藤沢市保健福祉総合システムとをホストコンピュータ内で行う。

(イ) 出力された対象者発送簿は、医療証発送後市役所保健福祉課内の鍵付きキャビネットに一定期間保管し、期間経過後は機密文書として廃棄処分する。

(ウ) 人的対策及び運用体制については、藤沢市セキュリティーポリシー及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程を遵守し、適正な管理保管を行う。

(エ) 神奈川県国民健康保険団体連合会へのセキュリティーについて

平成16年5月10日付け答申第130号と同様に行う。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上